「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の合意契約書

京都民医連太子道診療所（以下、甲という）と保険薬局：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、乙という）は、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」について、別紙の通り合意した。

なお、乙における運用においては、患者が不利益を被らないために、十分な説明を行い、同意を得た上で運用するものとする。

1. 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルの運用について

以下の場合に合意契約範囲内で原則として疑義照会を省略することができる。

- ■ 残薬調整のための日数短縮
- ■ 服薬状況による粉砕、簡易懸濁、PTP 調剤
- ■ 内服薬・湿布薬の類似剤形変更
- ■ 同時先発間の銘柄変更
- ■ 一包化指示
- ■ 吸入指導
- ■ 経管投薬支援
- ■ 内服薬の規格変更
- ■ 処方日数・総量の適正化
- ■ 外用剤の用法等追記
- ■ 湿布薬の限定用量追記
- ■ 用法の適正化
- ■ その他の合意事項

2. 契約更新および有効期限

本契約は、1 年毎に更新するものとする。契約有効日は毎年 1 月 31 日までとする。
契約初年度のみ、契約日を 1 回経過した 2 回目の 1 月 31 日までとする。

3. 合意契約の解除・項目詳細変更

合意締結の解除・項目詳細変更については、必要時協議し、改定を行う。

4. 合意契約の破棄

保険調剤薬局が「疑義照会簡素化プロトコル」を越権して運用した場合、甲は乙との間で契約を破棄することができる。

合意契約日	年		月		日
有効年月日	年	1	月	31	日

甲　住所　京都市中京区西ノ京小堀池町 18 番地の 1

名称　公益社団法人京都保健会　京都民医連太子道診療所

所長　　四方　典裕　　印

乙　住所

名称

代表者　　印